

## 長野県地方税制研究会における森林税の議論について

税 務 課

## 1 主な意見

(開催 5 回 (専門部会を含む) H29. 1. 27、H29. 2. 9、H29. 3. 30、H29. 5. 1、H29. 6. 5)

## 【第 2 期の目標未達成について】

- 国庫補助制度の変更が大きな理由。国の政策に振り回されている。
- 第 2 期目標未達成で明らかとなった課題 (集約化が進まない、路網整備や機材導入が支援対象外、担い手不足) に、今後どのように対応するのか。
- 第 2 期継続条件とした「4 つの制度改善」にどのように対応したのか。

## 【平成 25 年度以降の継続に向けた「4 つの制度改善」】

- (1) 「切捨て間伐」支援から「搬出間伐」支援への方針転換⇒搬出が進まない(路網、機材がない)。
- (2) 森林づくり支援金における県の説明責任の明確化⇒メニュー化(しかし、県全体の評価がない)。
- (3) 水源林の保全対策へと事業内容・事業実施地域の拡大⇒水源林公有林化を支援金の対象に。
- (4) 広域化・全国化⇒国において森林環境税(仮称)の検討が行われている(平成 30 年度税制改正)。

## 【基金残高について】

- 平成 28 年度末の基金残高は 4.9 億円。超過をしておきながら活用されていない。
- 大北森林組合に不正に受給された 2.25 億円の取り扱いをどうするのか。

## 【国庫補助事業の県義務補助について】

- 国庫補助事業は新たな財政需要とは言えない。補助裏に森林税を充てていることを議会や県民に説明してあるのか。
- 義務補助分 (19%) に森林税を充てていることについても、きちんと県民に説明すべき。

## 【森林づくり推進支援金について】

- 税収の 2 割にも相当するのに、県全体の成果や評価が示されていない。
- 納税者数割、私有林面積割など、財政調整交付金の色が強い。
- やる気のある所を応援する手挙げ方式にすべき。
- 県施策 (目標達成) への貢献が分からない。配分基準と事業採択基準がマッチしていない。

## 【林務部の既得権であるかのような意識について】

- 目的税として担当部局が決まってくると、その部の既得権、固有財源であるかのような意識が芽生えてくる。だから、余計に情報公開をきちんとやらなければいけない。

## 【県の森林保全計画 (森林づくり指針、森林づくりアクションプラン) との整合性について】

- 計画における森林税の位置付けが不明確。
- 県、市町村の役割分担を明確にすること。

## 2 森林税 (超過課税) の課税根拠、基本理念と留意点 (委員 (座長) 提出資料より)

- (1) 超過課税の根拠: 県が独自に行う超過課税の必要性・緊急性 (新たな行政需要)
- (2) より重要な 5 つの明示項目と住民の納得
  - ① 「新たな行政」の詳細な内容と規模、納税者 1 人あたりの超過課税負担額
  - ② 「新たな行政」によって達成しようとする目標値や成果指標

- ③ 「新たな行政」が従来の一般財源でまかなえないことの証明
  - ④ 「新たな行政」と従来の財源で行う行政との明確な区別
  - ⑤ 「新たな行政」と国庫補助事業との明確な区別
- (3) 上記(2)を担保するために必要な事項
- ① 基金の設置と厳格な運営
  - ② 住民代表によって構成されるチェック機関(住民会議)の設置
  - ③ 市町村への「交付金・支援金」となる場合、使途の限定と事後的なチェック体制の確立